

令和8年（2026年）3月9日

居宅介護支援事業所 管理者 様

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

(公 印 省 略)

利用者の同意等に係る取扱いについて（通知）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年12月1日より知多北部広域連合でケアプランデータ連携システム普及啓発事業にて伴走支援を行っておりますが、利用者の同意に係る電磁的記録等について、複数の居宅介護支援事業所から質問があったため、下記のとおり基準省令や解釈通知を抜粋して記載するとともに、取扱いを整理しましたので周知します。

記

1 基準省令及び解釈通知

指定居宅介護支援に係る条項を以下に記載いたします。

(1) 基準省令

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（一部抜粋）

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第31条 省略

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる

※1 この内容は、従来の書面での署名・押印の取扱いに加え、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認することでも可とするものです。同意等を省略するものではありません。

※2 電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に、書面で行う必要があります。

## (2) 解釈通知

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」 (一部抜粋)

### 5 雑則

#### (1) 電磁的記録について

省略

#### (2) 電磁的方法について

基準第31条第2項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

①電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。

②電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

③電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。

④その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

⑤また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

※1 この内容においては、「交付」や「同意」などを電磁的方法で行う場合の取扱いについて示されています。同意等を省略するものではありません。

※2 電磁的方法により行わない場合は、これまでと同様に、書面で行う必要があります。

## 2 電磁的方法が可能な範囲

書面で行うことが規定されている又は想定される交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものについては可能とします。具体的には居宅サービス計画書、重要事項説明書及び個人情報使用同意書等が考えられます。

## 3 居宅サービス計画の同意について

基準省令第13条第10号において、「当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない」とされており、また、解釈通知「⑩居宅サービス計画の説明及び同意」において、「当該説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表及び第7表に相当するすべてを指すものである。」とされています。

特に第6表については、令和3年3月31日付老認発0331第6号にて、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。」とされていることから、同意の失念に十分留意してください。

なお、利用者が口頭で同意を得て、支援経過に記載するという方法は想定していませんが、やむを得ない事情（単身世帯かつ自署できない等）がある場合は、「なぜ・いつ・どこで・誰が・誰に対して・どのような方法で説明し同意を得たのか」を記録することで可能とします。

また、利用者の利便性向上及び介護サービス事業所の業務負担の軽減を図ることから、署名や電磁的記録の他に、押印等による同意についても可能とします。しかし、民事訴訟法上、私文書は本人の署名又は押印があったときに真正に成立したと

推定されますが、文書の成立の真正が争われたとき、認印の場合は事実上困難が生じると考えられるため、利用者へ十分説明を行う等、事前の対応を図る他、支援経過に必要事項を記録するとともに、そのような押印等による方法が本当に必要なのか検討してください。

#### 4 居宅サービス計画の交付に係る同意の確認について

「居宅介護支援事業所に保管する居宅サービス計画」と「利用者とサービス事業所に交付する居宅サービス計画」の取り扱いは異なるため、切り分けて考える必要があります。文書の真正性は、居宅介護支援事業所に保管する署名等の同意文書又は電磁的方法による取扱い（電子署名又は電子メール等）を確認することで把握できます。

このため、ケアプランデータ連携システムを利用して居宅サービス計画を電子的に連携する場合においても、サービス事業所が居宅サービス計画の利用者の同意を確認する必要はありません。同様に、居宅サービス計画原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業者が確認する必要はありません。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（一部抜粋）

#### 第13条 省略

11 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

※「文書により同意を得た居宅サービス計画を交付しなければならない」規定ではございません。

#### 5 その他

本通知は介護予防支援においても同様の取り扱いとします。

問合せ先

知多北部広域連合 給付係

電話番号：052—689—2263

メール：kyuufu@chitahokubu.or.jp